

杉並野草の会会則

施行 昭和54年4月 1日

改正 昭和62年1月20日

改正 昭和63年1月19日

- 第1条 本会は杉並野草の会と称する。
- 第2条 本会の事務所を事務局長宅に置く。
- 第3条 本会は原則として杉並区民をもって構成し、会員は理事会の承認を得て、かつ年会費を納めた者とする。
- 第4条 本会は自然に親しみ、その保護と回復に力を尽くし、かつ野草を中心とした植物の勉強を続けることを目的とする。
- 第5条 本会は第4条の目的を達成するために下記の事業を行う。
- 1 観察会は毎月1回程度開催する。観察会には予め幹事を決め、参加者は幹事の指示に従いマナーを守る。
 - 2 原則として毎月1回会報を発行し、観察会の案内及び報告のほか、会議、会員消息等の情報を掲載する。
 - 3 会員を対象に随時講習会を開催する。
 - 4 年1回野草展を開催する。
 - 5 その他、本会の目的達成のための事業を行う。
- 第6条 1 本会運営のために次の役員を置き、その任務は次のとおりとする。
- | | | |
|------|-----|------------------------|
| 会長 | 1名 | 本会を代表して会を総括する。 |
| 副会長 | 1名 | 会長を補佐し会長事故ある時はこれを代行する。 |
| 事務局長 | 1名 | 本会の運営に関連する事項を総括執行する。 |
| 会計 | 2名 | 本会の会計を掌握する。 |
| 会計監査 | 1名 | 本会の会計を監査する。 |
| 理事 | 若干名 | |
- 2 会長、副会長、事務局長は理事会で互選し、総会の承認を得る。他の役員は会員の中から会長が推挙し、理事会の承認を得る。
 - 3 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 4 本会の運営に必要な事業の企画立案及び実施のため企画委員会を設置することができる。企画委員は役員の中から会長が指名する。
- 第7条 1 定期総会は毎年1月に開催し、会務報告、予算及び決算、その他重要事項を審議決定する。総会の議決は出席会員の過半数の賛成をもって成立する。
- 2 理事会は役員をもって構成する。必要に応じて開催し、本会の事業遂行上の諸事項の審議決定及び運営に当たり、その議決は出席役員過半数の賛成をもって成立する。
- 第8条 本会の運営は年会費、寄付金、雑収入をもって行う。本会の年会費は3000円とし、毎年1月末までに納入する。
- 第9条 本会の会計年度及び事業年度は暦年とする。
- 第10条 1 退会は事務局長に連絡し承認を得る。また、会員が年会費を3月末までに納入しなかった場合には、原則として会員資格を失う。
- 2 本会の名誉を傷つけ又は会員としての体面を汚した者は、理事会の議決によって処分することができる。
- 第11条 この会則は総会において出席者の過半数の賛成があれば変更できる。
- 附則 この会則は平成31年1月28日から施行する。